

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏保政第 241 号
令和 4 年 9 月 1 日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 神谷 敦 宏 様

柏市長 太田 和 美

柏市個人情報保護条例第 11 条第 2 項第 2 号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第 4 項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	こども部こども福祉課（市長）	保健福祉部福祉政策課（市長）
個人情報取扱事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金事務	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務
個人情報取扱事務の概要	令和 4 年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領に基づき、児童手当の支給対象者に対して、合わせて 10 万円の支給を行うもの	令和 4 年度柏市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要領に基づき、世帯員全員の住民税均等割が非課税である世帯に対して、1 世帯当たり 10 万円の支給を行うもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	子育て世帯生活支援特別給付金支給対象者の、 ・台帳番号 ・宛名番号 ・氏名 ・郵便番号 ・住所 ・給付金支給日 ・支給判定 ・令和 4 年度住民税課税有無等	
目的外利用を行った理由	令和 4 年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務においては、事務の運用上、令和 3 年 12 月 10 日以降柏市に転入した者を含む世帯は自らの申請を必要としている。支給要件が近い子育て世帯生活支援特別給付金支給対象者のデータを活用することで、申請の周知や勧奨につなげるため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	保健福祉部 福祉政策課	
備 考		